相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県本巣郡北方町北方二三一九番地
三、最後の住所岐阜県本巣郡北方町北方二三
一九番地の三　被相続人　亡　大野　利成
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十三日
岐阜市常盤町二三番地川島和男法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡辺　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市下条東町字広間九一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　市川　和弘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十三日
愛知県豊橋市前田中町一三番地一　三階
相続財産管理人　弁護士　清水　誠治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県備前市伊部一四八一番地、最後の住所岡山県備前市新庄一〇一番地一、登記記録上の住所備前市新庄一〇一番地の一
被相続人　亡　大橋　一子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十三日
事務所岡山市北区天神町六番四七号
相続財産管理人　司法書士　岡崎　栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市大字吉母三九九番地、最後の住所山口県下関市大字吉母三九九番地
被相続人　亡　林　保
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十三日
山口県下関市南部町二番七号
相続財産管理人　弁護士　津田　清彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県東かがわ市松原一二三〇番地六、最後の住所香川県東かがわ市松原一二三〇番地三五
被相続人　亡　木村日出子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十三日
香川県高松市西内町四―六　神原ビル三階
玉藻総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤本　尊載

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区外新町四丁目二七番地、最後の住所北九州市小倉北区馬借三丁目六番三三―一二〇七号　被相続人　亡　宇佐美年由
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十三日
北九州市八幡西区黒崎三丁目一番七号アースコート黒崎駅前ＢＬＤＧ．四階黒崎合同法律事務所　相続財産管理人　田邊　匡彦

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご了承ください。

平成二十九年一月十三日
一、墳墓等所在地　山梨県甲府市相生三丁目七五番の四、及び七六番の一
一、墳墓等の名称　甲府別院光澤寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　山梨県甲府市相生三丁目五番七号　真宗大谷派甲府別院光澤寺　代表役員　中川　眞

無縁墳墓等改葬公告

大分市上宗方西五組内の環境不良により、一角にある墓地整備を行うことになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十九年一月十三日
一、墳墓等所在地　大分県大分市大字上宗方字小迫九六八番地
一、墳墓等の名称　墳墓地段別一七
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍は不詳、安藤定市、安藤高治
一、改葬を行おうとする者　大分市大字上宗方八九七―一〇　大分市上宗方自治会　西組代表役員　木村　敬治

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十九年一月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
東京都中央区日本橋大伝馬町一四―一住友生命大伝馬町ビル
日本機械設計業厚生年金基金
代表清算人　竹田　健司

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年1月13日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社日本製鋼所　②国土交通大臣(4)5823　③代表取締役　佐藤育男　④東京都品川区大崎一丁目11番1号　廃止した従たる事務所　北海道室蘭市茶津町4番地1　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都品川区大崎一丁目11番1号　株式会社日本製鋼所　代表取締役　佐藤育男

①株式会社日住サービス　②国土交通大臣(1)2287　③代表取締役　大原修　④大阪市北区梅田一丁目11番4－300号　廃止した従たる事務所　大阪府茨木市西駅前町5－10　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪市北区梅田一丁目11番4－300号　株式会社日住サービス　代表取締役　大原修

①有限会社アイ・シー・エス　②兵庫県知事(1)204195　③取締役　葉田武英　④兵庫県芦屋市奥池南町45番35号　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県芦屋市奥池南町45番35号　有限会社アイ・シー・エス　取締役　葉田武英